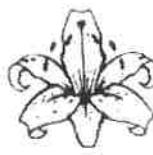


神奈川県公報



県の花：山ゆり

毎週火曜日及び金曜日発行

令和 4 年 3 月 8 日(火曜日)

定期 第 289 号

目 次	ページ	
○規則 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境農政・大気水質課)	123	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定(県土整備・砂防海岸課) 125
○告示 特定計量器の定期検査の実施(計量検定所) 市街地再開発組合の定款の変更認可(県土整備・都市整備課)	123	神奈川県地先海面における船舶によりまき餌を使用して竿釣り又は手釣りを行う場合のまき餌籠の大きさ及び数の制限(海区漁業調整委員会) 126
	123	○入札公告 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(教委・財務課) 落札者等の公告(教委・県立図書館) 127
	124	

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム(UR L <https://hyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

規 則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第13号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成 9 年神奈川県規則第113号)の一部を次のように改正する。

第94条第1項第1号中「藤沢市」の次に「並びに町村」を加え、同号に次のただし書きを加える。

ただし、申請等に係る事業所の位置が 2 以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、知事が別に定める部数とする。

第94条第1項第2号中「及び第6節」を削り、「第7章第2節」の次に「及び第5節」を加え、同項第3号中「第7章第5節」を「第6章第6節」に、「平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市及び厚木市」を「市並びに葉山町、寒川町、中井町、松田町及び山北町」に改め、同号に次のただし書きを加える。

ただし、届出に係る店舗の位置が 2 以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、知事が別に定める部数とする。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

神奈川県告示第82号

計量法(平成 4 年法律第51号)第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第20条第1項の規定により、指定定期検査機関公益社団法人神奈川県計量協会に次のとおり実施させる。

令和 4 年 3 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 検査を行う区域及び実施期日

区 域	実 施 期 日
高座郡寒川町	令和 4 年 4 月 11 日(月)から同年 10 月 7 日(金)まで(神奈川県の休日を定める条例(平成元年神奈川県条例第12号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)
南足柄市	令和 4 年 5 月 2 日(月)から同年 10 月 28 日(金)まで(休日を除く。)
足柄下郡箱根町、真鶴町及び湯河原町	令和 4 年 5 月 9 日(月)から同年 11 月 4 日(金)まで(休日を除く。)
鎌倉市	令和 4 年 8 月 15 日(月)から令和 5 年 2 月 10 日(金)まで(休日を除く。)
藤沢市及び三浦郡葉山町	令和 4 年 10 月 11 日(火)から令和 5 年 3 月 31 日(金)まで(休日を除く。)

2 検査対象となる特定計量器

非自動ばかり、分銅及びおもり

3 検査の実施場所

特定計量器の所在場所又は公益社団法人神奈川県計量協会
横浜市神奈川区浦島丘 4 電話 (045) 401-4420

神奈川県告示第83号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和 4 年 3 月 8 日

この公報は再生紙を使用しています

六浦東 1 丁目 1	横浜市金沢区六浦東一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	六浦東 1 丁目 1	横浜市金沢区六浦東一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
六浦南 5 丁目 3	横浜市金沢区六浦南五丁目、六浦南四丁目及び六浦町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	六浦南 5 丁目 3	横浜市金沢区六浦南五丁目、六浦南四丁目及び六浦町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
谷津町 3	横浜市金沢区谷津町、金沢町、西柴三丁目及び西柴四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	谷津町 3	横浜市金沢区谷津町、金沢町、西柴三丁目及び西柴四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小机町 1	横浜市港北区小机町及び鳥山町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小机町 1	横浜市港北区小机町及び鳥山町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲手原 1 丁目 2	横浜市港北区仲手原一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	仲手原 1 丁目 2	横浜市港北区仲手原一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名瀬町 5	横浜市戸塚区名瀬町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	名瀬町 5	横浜市戸塚区名瀬町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
笠間 5 丁 目 1	横浜市栄区笠間五丁目及び鎌倉市岩瀬一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	笠間 5 丁 目 1	横浜市栄区笠間五丁目及び鎌倉市岩瀬一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小菅ヶ谷 2 丁目 4	横浜市栄区小菅ヶ谷二丁目及び飯島町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小菅ヶ谷 2 丁目 4	横浜市栄区小菅ヶ谷二丁目及び飯島町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

公 告

神奈川海区漁業調整委員会指示第5号

神奈川県地先海面において、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第41条第1項第5号に規定する竿釣り及び手釣りにより水産動植物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和4年3月8日

神奈川海区漁業調整委員会

会長 櫻本和美

1 遊漁者が船舶によりまき餌を使用して竿釣り又は手釣りを行う場合のまき餌籠の大きさ及び数の制限

(1) まき餌籠の大きさ

外径（放出するまき餌量調整などのため取り付けられた突起した部分を除く。）5.5センチメートル以下、長さ（まき餌を収納する部分に限る。）16センチメートル以下のいずれの条件も満たすもの

(2) まき餌籠の数

1仕掛けにつき1個

2 指示の有効期間

令和4年4月22日から令和7年4月21日まで

統合型校務支援システム及びシステム機器等 一式

(2) 業務内容、契約の条件等

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで

(4) 借入場所

仕様書によります。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借り入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「物件の借入れ」に登載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 仕様書に示す特質等を有する物品を貸し付けることができる者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎1階 電話（045）210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <https://hyusatsu-e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請手続を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請シス

入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和4年3月8日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

【令和4年3月】

まき餌籠の大きさ等の制限

(神奈川海区漁業調整委員会)

【海区漁業調整委員会指示の概要】

遊漁者（釣り人）が遊漁船やプレジャーボートなどをを利用して釣りをする場合に使用するまき餌籠の大きさはレサイズ以下です。また、一つの仕掛けに付けるまき餌籠は1個です。

遊漁者（釣り人）が船舶から釣りをする場合の制限です。

【目的等】

遊漁者の皆さんのが、釣をする際に過度にまき餌を使用されると、撒かれたエサが海底へ沈着することにより漁場環境が悪化し、また一定の箇所に魚が停滞しやすくなってしまいます。

こうしたことから、神奈川海区漁業調整委員会では、釣りや漁業を行う漁場を適切に保全するため、まき餌籠の大きさ等について、漁業法第120条第1項の規定に基づき委員会指示を発動し制限をしました。

1 使用できるまき餌籠の大きさ

外径5.5cm以下（放出するまき餌量調整などのために取り付けられた突起した部分を除く）、長さ16cm以下（まき餌を収納する部分）のいずれの条件も満たすもの。

2 使用できるまき餌籠の数

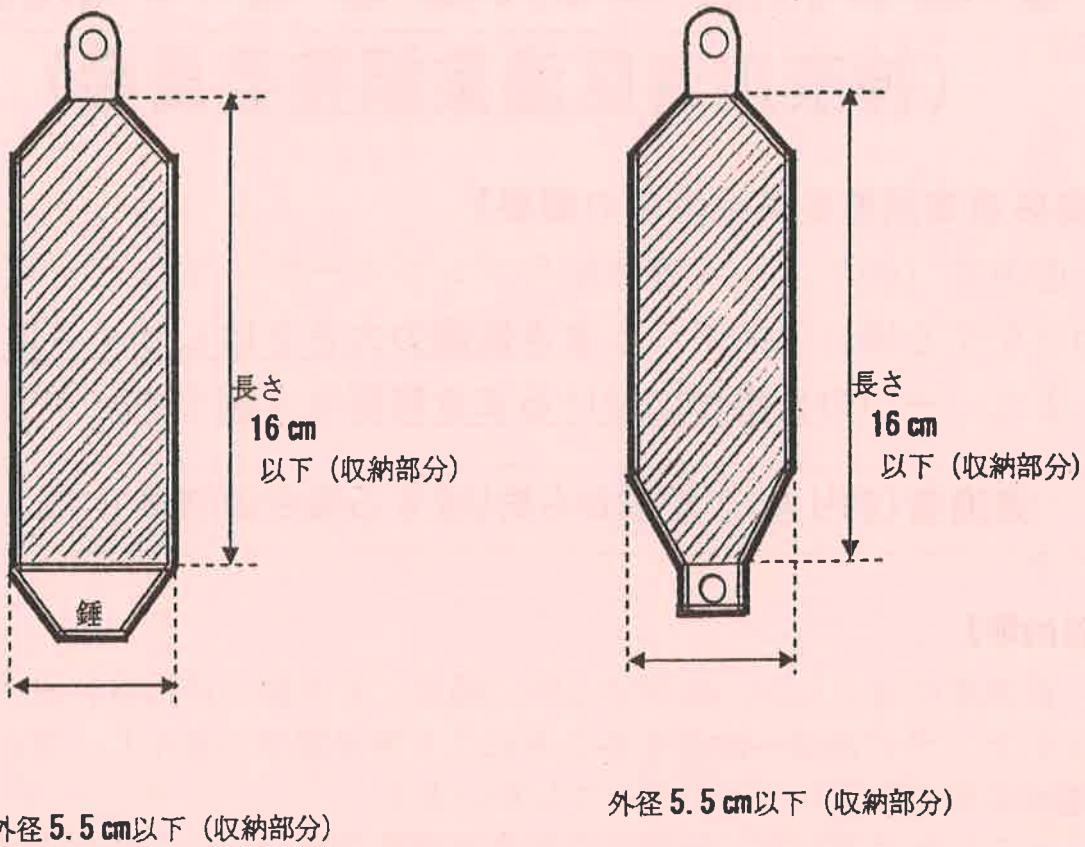
1つの仕掛けに1個

3 使用を制限する期間

令和4年4月22日から令和7年4月21日まで（3年間）

※ この委員会指示は、平成19年4月22日から継続しています。

まき餌籠の大きさ



まき餌籠のサイズはメーカーによって多少異なりますが、
Lサイズまでは、使用可能です。

※ 委員会指示とは

- 漁業法第120条第1項の規定に基づくもので、水産動植物の繁殖保護、漁業権又は入漁権の行使の適切化、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止などを関係者に対し指示することができるとされています。
- なお、海区漁業調整委員会指示に従わない者が、この指示に従うよう命じた知事の命令に違反した場合、漁業法第191条の規定により、罰則が適用される場合があります。（1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）

問合せ先

神奈川海区漁業調整委員会事務局

電話 045-210-8556(直通)



神奈川県

定置網周辺の保護区域内での 漁業、遊漁などや魚道の遮断、 魚群を散逸させる行為はできません

神奈川海区漁業調整委員会では、漁業法第120条第1項の規定による海区漁業調整委員会指示により、定置網周辺の保護区域内（裏面の保護区域図のとおり）においては、定置漁業に著しく支障を及ぼす漁業、遊漁などを行うこと、又は定置漁業の魚道の遮断、魚群を散逸させる行為を禁止していますので、遵守をお願いします。

定置網漁業は、漁具を敷設し、魚を待って獲る漁業です。定置網周辺での漁業の操業や遊漁、プレジャーボート等の高速航行は定置網漁業の漁獲に影響を与え、また船舶の定置網への接近は漁具の破損や海難事故を発生させる恐れがあります。

[海区漁業調整委員会指示とは]

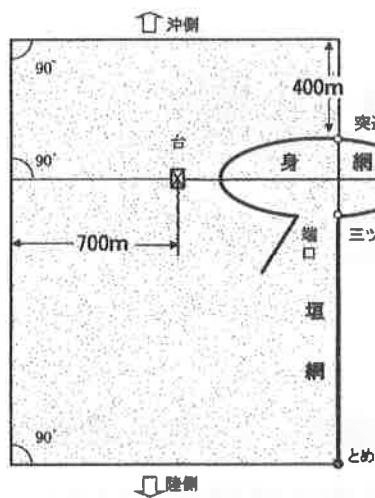
- 漁業法第120条第1項の規定に基づくもので、水産動植物の繁殖保護、漁業権の行使の適切化、漁場の使用に関する紛争防止などのために、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁場の使用に関する制限などを関係者に対し指示することができるとされています。
- 委員会指示に違反した場合には、漁業法第191条の規定により、罰則が適用される場合があります。

[問合せ先]

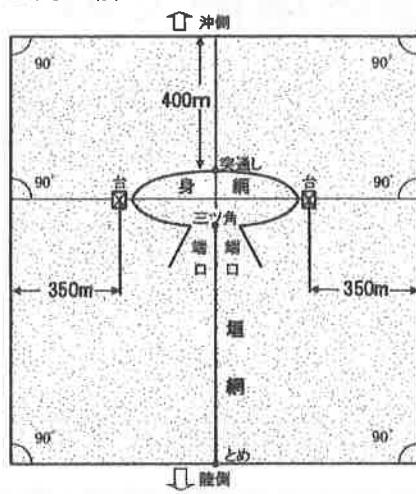
神奈川海区漁業調整委員会事務局 電話045-210-8555
神奈川県環境農政局農政部水産課漁業調整・資源管理グループ 電話045-210-4549

定置網周辺の保護区域図

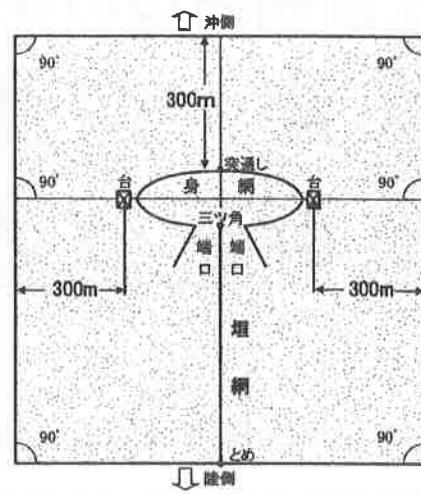
○片口網



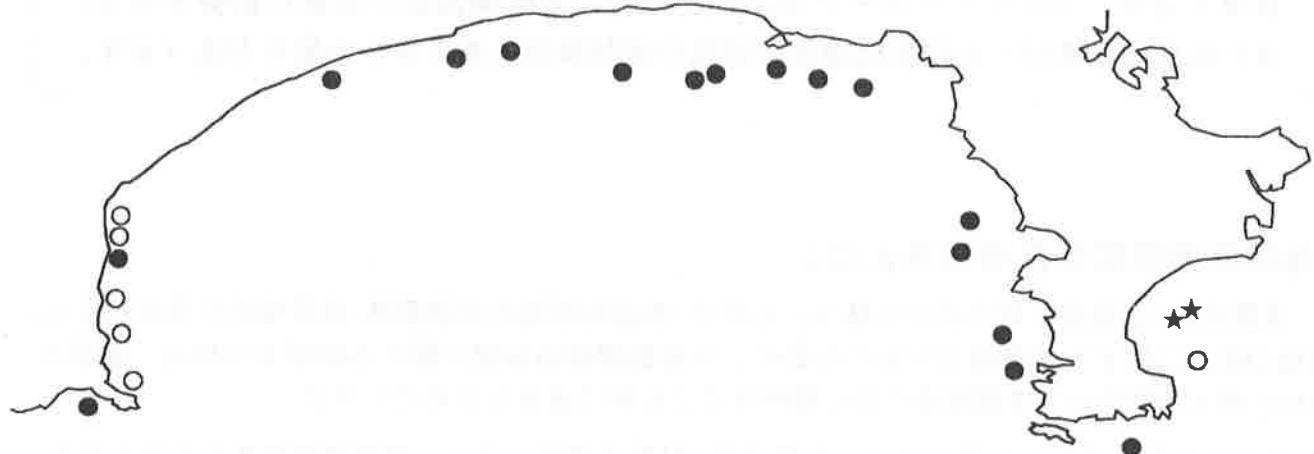
●両口網



★いわし両口網



神奈川県の定置網位置図



地図上の各点の場所に、それぞれ対応する網型の定置網が設置されています。
上図の保護区域（網かけ部分）での漁業・遊漁等を行わないでください。